

9 これまでの児童虐待防止対策の経緯と本報告の課題と提言

※○：児童福祉法の内容 ◇：児童虐待防止法の内容

	<p>平成 12 年 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成 12 年 11 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ◇ 住民の通告義務 等
	<p>平成 16 年 児童福祉法の一部を改正する法律(平成 16 年 10 月以降順次施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等もネグレクトと定義。児童が DV を目撃することを心理的虐待と定義) ◇ 通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ○ 市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ○ 要保護児童対策地域協議会の法定化 等
第 1 次	<p>公表:平成 17 年4月 検証対象:平成 15 年7月1日から同年 12 月末日までの児童虐待による死亡事例として厚生労働省が把握している 24 例(25 人死亡)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関における組織的対応に関する問題 2. 援助の方針と姿勢に関する問題 3. アセスメントと援助計画の設定に関する問題 4. 組織的進捗管理に関する問題 5. 児童相談所と福祉施設の連携に関する問題 6. 医療機関の認識と対応に関する問題 7. 市町村虐待防止ネットワークに関する問題
第 2 次	<p>公表:平成 18 年3月 検証対象:平成 16 年1月1日から同年 12 月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した 53 例(58 人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠期からの虐待予防の重要性 2. 虐待の認識及び要支援家庭の判断力の向上 3. 子どもの安全確認とアセスメント力の向上 4. 関係機関の連携と事例の進行管理及び危機意識の共有 5. 在宅支援サービスの整備を含めた各種社会資源の活用 6. 医療機関の役割の重要性 7. 地方公共団体における検証の現状と課題
第 3 次	<p>公表:平成 19 年6月 検証対象:平成 17 年1月1日から同年 12 月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した合計 70 例(86 人/心中以外の事例 51 例(56 人)、心中事例 19 例(30 人))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関の連携 2. 妊娠・出産期の相談支援 3. 精神障害・産後うつへの対応 4. 安全確認・リスクアセスメント 5. 心中事例への対応 6. 親子分離後の対応 7. 転居ケースへの対応 8. 残されたきょうだいへの対応
	<p>平成 19 年 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成 20 年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童の安全確認義務 ◇ 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化 ◇ 保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ◇ 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ○ 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 等

第 4 次	公表:平成 20 年3月 検証対象:平成 18 年1月1日から同年 12 月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した合計 100 例(126 人/心中以外の事例 52 例(61 人)、心中事例 48 例(65 人))
	1. 関係機関の連携 2. 通告・相談体制に関する課題 3. アセスメントに関する課題 4. 虐待者への対応に関する課題 5. 施設入所措置解除後の対応に関する課題 6. 残されたきょうだいへの対応に関する課題 7. 地方公共団体における検証に関する課題
平成 20 年 児童福祉法等の一部を改正する法律(一部を除き平成 21 年4月施行) ○ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法的化及び努力義務化 ○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ※協議対象を要支援児童、その他保護者、特定妊婦に拡大 ○ 里親制度の改正等家庭的養護の拡充 ○ 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化 等	
第 5 次	公表:平成 21 年7月 検証対象:平成 19 年1月1日から平成 20 年3月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 115 例(142 人/心中以外の事例 73 例(78 人)、心中(未遂を含む)事例 42 例(64 人))
	1. 発生予防に関するもの ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立 ・望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実 2. 早期発見・早期対応に関するもの ・関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底 3. 初期介入に関するもの ・安全確認の徹底 ・迅速かつ的確な情報収集とアセスメント ・介入的アプローチの積極的活用 4. 保護・支援に関するもの ・再アセスメントの重要性の再認識 ・虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底 ・保護者への虐待告知 5. 児童相談体制に関するもの ・児童相談体制の充実 6. 関係機関の連携に関するもの ・児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携 ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用 7. 地方公共団体における検証に関するもの ・検証の実施等について
第 6 次	公表:平成 22 年7月 検証対象:平成 20 年4月1日から平成 21 年3月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 107 例(128 人/心中以外の事例 64 例(67 人)、心中事例 43 例(61 人))
	1. 発生予防に関するもの ・望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実 2. 通告についての広報・啓発 ・子どもの虐待に気付いた時の通告について、住民に対して広報・啓発 3. 虐待の気付き・発見 ・家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施 ・乳幼児健康診査未受診者への対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から虐待の通告があった場合の対応 4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法) <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁 5. 情報収集とアセスメント <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集 6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 ・家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施 7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底 8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化 9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用 10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 ・都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施 11. 地方公共団体における検証 <ul style="list-style-type: none"> ・検証の方法 ・提言された事項の履行、進捗状況の確認
第7次	<p>公表:平成23年7月</p> <p>検証対象:平成21年4月1日から平成22年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例77例(88人/心中以外の事例47例(49人)、心中事例30例(39人))</p> <p>特集:0日・0か月児の死亡事例についての検証</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備 ・妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進 2. 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の質の向上と体制整備 ・養育支援訪問事業等の活用による妊娠、出産早期からの支援体制の整備 3. 児童相談所の体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備 4. 早期発見につながる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備 ・通告義務、通告先等についての広報・啓発の一層の充実 5. 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備 6. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化 7. 地方公共団体における検証の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

	<p>平成 23 年 民法等の一部を改正する法律(児童福祉法の改正)(一部を除き平成 24 年 4 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長等の権限と親権との関係の明確化 ○ 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行 □ 2 年以内の期間に限って親権の停止制度の新設(民法) □ 法人又は複数の未成年後見人の許容(民法) □ 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化(民法) □ 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法) 等
第 8 次	<p>公表:平成 24 年 7 月 検証対象:平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 82 例(98 人/心中以外の事例 45 例(51 人)、心中事例 37 例(47 人)) 特集:0 歳児の心中以外の虐待死事例の検証</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化 ・妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 ・児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備 ・乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 2. 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に親になりうる 10～20 代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発 3. 虐待対応機関の体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と市町村における体制整備 ・児童相談所と市町村における専門性の確保 ・民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用 4. 通告に関する広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 5. 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施 6. 市町村と児童相談所の役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化 7. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化 8. 転居の場合の市町村間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ 9. 医療機関との積極的な連携 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働 10. 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力
第 9 次	<p>公表:平成 25 年 7 月 検証対象:平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 85 例(99 人/心中以外の事例 56 例(58 人)、心中事例 29 例(41 人)) 特集:0 歳児の心中以外の虐待死事例の検証</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化 ・妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 ・養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備 ・乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 養育支援のための子育て支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進 3. 虐待予防のための広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実 ・若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発 ・家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進 4. 虐待対応機関の体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備 5. 児童相談所と市町村との役割分担と協働 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化 6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・管轄が違う地域の関係機関の連携・協働 ・通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施 7. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・措置解除時の関係機関による支援体制の確保 ・要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化 8. 地方公共団体による検証の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における検証の対象範囲の拡大 ・児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施 9. 地域をまたがる(転居)事例における検証の地方公共団体間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力 10. 検証報告の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・検証報告の積極的な活用
第10次	<p>公表:平成 26 年9月 検証対象:平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 78 例(90 人/心中以外の事例 49 例(51 人)、心中事例 29 例(39 人)) 特集:0日・0か月児死亡事例について 精神疾患のある養育者における事例について</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生及び深刻化の予防 <ol style="list-style-type: none"> 1)養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実 2)精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3)虐待の発生予防のための広報・啓発 2. 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1)乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応 2)居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備 3. 職員の専門性の確保と資質の向上 <ol style="list-style-type: none"> 1)市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上 2)市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化 3)児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化 4)丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署、母子保健担当部署)における人員体制の充実 4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携 <ol style="list-style-type: none"> 1)要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底 2)児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底 3)地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1)地方公共団体による検証の確実な実施 2)検証を実施するための効果的な手法 3)地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力 4)検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止

第 11 次	<p>公表:平成 27 年 10 月 検証対象:平成 25 年4月1日から平成 26 年3月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 63 例(69 人/心中以外の事例 36 例(36 人)、心中事例 27 例(33 人))</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生及び重篤化の予防 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施 3) 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応 4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援 5) 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施 2. 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施 2) 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 3. 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方 2) 入所措置解除時の支援体制の整備 3) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化 5. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
第 12 次	<p>公表:平成 28 年9月 検証対象:平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 64 例(71 人/心中以外の事例 43 例(44 人)、心中事例 21 例(27 人)) 特集:施設入所等の経験のある子どもの死亡事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援 3) 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり 4) 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携 2. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施 4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化 5. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
	<p>平成 28 年 児童福祉法等の一部を改正する法律(一部を除き平成 29 年4月施行) ○◇ 児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 ○ 市町村・児童相談所の体制強化 ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正) ・市町村における支援拠点の整備(努力義務) ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等) ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加) ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士 の配置又はこれに準じる措置 ○ 都道府県(児童相談所)の業務に、里親支援、養子縁組の相談・支援 ○◇ 満二十歳未満の者への措置等の対象拡大 等</p>
第 13 次	<p>公表:平成 29 年8月 検証対象:平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 72 例(84 人/心中以外の事例 48 例(52 人)、心中事例 24 例(32 人)) 特集:疑義事例(虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化

	<ul style="list-style-type: none"> 2) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 3) 精神科医との連携 4) 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応 <p>2. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 <p>3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価</p> <p>4. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 <p>5. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上</p>
	<p>平成 29 年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 30 年 4 月施行)</p> <p>○ 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与</p> <p>○ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入</p> <p>◇ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等</p>
第 14 次	<p>公表:平成 30 年 8 月</p> <p>検証対象:平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 67 例(77 人/心中以外の事例 49 例(49 人)、心中事例 18 例(28 人))</p> <p>特集:若年(10 代)妊娠</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ul style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応 3) 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 4) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備 5) 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における対応 2) 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施 3) 施設入所中及び退所後の対応 3. 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価 <ul style="list-style-type: none"> 1) 適切なアセスメントの実施と結果の共有 2) 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施 4. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 体制の充実と強化 2) 相談援助技術の向上 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3) 転居事例における検証の地方公共団体間の協力
	<p>平成 30 年 7 月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策</p> <p>⇒増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。</p> <p>平成 30 年 12 月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)</p> <p>⇒緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019 年度から 2022 年度までを対象とした計画を策定。</p>
第 15 次	<p>公表:令和元年 8 月</p> <p>検証対象:平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 58 例(65 人/心中以外の事例 50 例(52 人)、心中事例 8 例(13 人))</p> <p>特集:転居</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整 3) 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備 4) 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1) 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討 4. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 5. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
	<p>平成 31 年 2 月 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について ⇒児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い ・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。</p> <p>平成 31 年 3 月 児童虐待防止対策の抜本的強化について ⇒児童虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020 年度予算に向け、さらにその具体化を図る。</p> <p>令和元年 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (一部を除き令和 2 年 4 月施行)</p> <p>◇ 体罰禁止の法定化 ◇ 児童相談所の体制強化等・設置促進 ・介入的対応と保護者支援を行う職員の分離等 ・常時弁護士による助言・指導、医師・保健師の配置 等</p> <p>○◇ 関係機関の連携強化 等</p>
第 16 次	<p>公表: 令和 2 年 9 月 検証対象: 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 64 例(73 人/心中以外の事例 51 例(54 人)、心中事例 13 例(19 人)) 特集: 「実母が DV を受けている」事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3) 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目のない支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 母子生活支援入所中の対応と支援

	<p>5. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 <p>6. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
第17次	<p>公表: 令和3年8月</p> <p>検証対象: 平成31年4月1日から令和2年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 72 例(78 人/心中以外の事例 56 例(57 人)、心中事例 16 例(21 人))</p> <p>特集: 「ネグレクト」事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援 5. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 6. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
第18次	<p>公表: 令和4年9月</p> <p>検証対象: 令和2年4月1日から令和3年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 66 例(77 人/心中以外の事例 47 例(49 人)、心中事例 19 例(28 人))</p> <p>特集: 「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」にかかる集計とまとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

	<p>4. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 <p>5. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
	<p>令和4年 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ○ 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ○ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ○ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ○ 児童をわいせつ行為から守る環境整備 <p style="text-align: right;">等</p> <p>令和4年9月 児童虐待防止の更なる推進について</p> <p>⇒全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>令和4年12月 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン</p> <p>⇒児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。</p>
第19次	<p>公表: 令和5年9月</p> <p>検証対象: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までで児童虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 68 例(74 人/心中以外の事例 50 例(50 人)、心中事例 18 例(24 人))</p> <p>特集: 「こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較」にかかる集計とまとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応 5) こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応 6) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 7) 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目ない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 5. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な支援につなげるための相談技術の向上 6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用

<p>第 20 次</p>	<p>公表:令和6年9月 検証対象:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に児童虐待による死亡事例としてこども家庭庁が把握した事例 65例(72人/心中以外の事例 54例(56人)、心中事例 11例(16人)) 特集:児童相談所や関係機関の対応過程において「こどもが死亡する」という結果に向かう分岐点の分析・考察 テーマ:①市区町村において母子保健と児童福祉が連携・協働する一体的支援の充実と体制強化(こども家庭センターの設置等) ②こどもと日々の接点を有する保育所、学校等と市区町村の虐待対応担当部署との連携強化 第20次報告の解説動画 事例の特性に応じた対応のポイント集: ①DVが背景にある事例 ②きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例 ③多胎家庭の事例 ④保育所・学校・虐待対応担当部署(市区町村や児童相談所)が情報とリスク評価を共有できなかった事例 ⑤一時保護の判断及び解除後の対応に課題があった事例</p>
	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見 1)多胎育児の困難感への理解と支援の強化 2)母親支援を超えた「一人の人」に対する理解と支援のアプローチ 3)こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応 4)こどもを中心においたニーズ把握とアセスメントの徹底 5)児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化と虐待担当部署との連携 2. 事例の特性を踏まえた対応 1)①DV構造の理解とこどもへの影響を踏まえた対応の強化 ②子育て中の父親支援という視点に立った対応 2)きょうだいへの虐待歴のある家庭に出生したこどもへの支援・連携の強化 3. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 1)複数の関係機関が関与する事例における情報共有と連携の強化 2)多角的・客観的なアセスメントを踏まえたこどもを中心とした支援 3)一時保護実施の適切なアセスメント 4)医療機関と市区町村及び児童相談所の連携の強化 5)児童相談所及び市区町村における支援の必要な保護者へ適切な支援につなげるための相談技術の向上 6)虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p>
	<p>令和6年 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(ヤングケアラー関係)(令和6年6月施行) ⇒子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記 ⇒ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものと明記 令和6年 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年10月施行等) ⇒「加速化プラン」において実施する具体的な施策 ・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ⇒子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 ⇒子ども・子育て支援金制度の創設 ⇒子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記 等 令和6年 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日) ⇒児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する立場にあ</p>

る学校設置者等(児童相談所(一時保護所を含む。))を含む)及び認定を受けた民間教育保育等事業者(意見表明等支援事業を含む。))による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付け
⇒犯罪事実確認の仕組み等の創設 等